

あいばすにおける未就学児運賃の届出について

1 今後の対応

あいばすの未就学児運賃については、平成20年度の運行開始時から「無料」としているが、裏面の事象が生じたこと等を踏まえ、本市としては、その取扱いを改めて「無料」に統一することとし、今後の再発防止のため、各運行事業者においては、九州運輸局に「無料」の運賃変更届を提出することとする。

2 実施予定日

令和4年12月1日

「あいばす」での未就学児運賃の誤收受への対応について

1 経過等

「あいばす」では路線バスの取扱いと異なり、未就学児は何人乗車しても無料としている。

※ 路線バスの未就学児運賃の取扱い：大人又は小学生1人同伴につき1人分無料

(1) 誤收受の発生

平成28年10月1日以降、市で作成した一部地域の時刻表に誤った運賃の情報（路線バスと同内容）を掲載・案内したこと等により、未就学児2人目以降から小人運賃（80円/人）を收受したものの。

(2) 誤收受が生じた地域

6地域（郡山、伊敷西部、谷山、谷山北部、谷山南部、喜入）

(3) 発生件数

不明（平成28年10月～令和4年10月）

※ 運行事業者の乗車記録では「小人」に含めて計上しているため。

2 今後の対応等

(1) 乗客への「お詫び」等

市HP・車内掲示等で「お詫び」し、返金について周知する。

※ 返金は市交通政策課が窓口

(2) 再発防止策

車内掲示等による周知徹底、時刻表作成時の確認強化等により再発防止に取り組む。

(3) 今後の予定

10月28日 地域公共交通会議での協議、HP掲載・市政記者クラブへの情報提供

11月1日以降 あいばす車内掲示等、返金受付開始